

# 小千谷市脱炭素設備導入促進補助金交付要綱

(令和3年4月20日告示第64号)

## (趣旨)

第1条 本市は、地球温暖化の抑制及び脱炭素社会の構築を図るため、再生可能エネルギーを利用する設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において小千谷市脱炭素設備導入促進補助金を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人 本市に住所を有する者又は有する予定の者をいう。
- (2) 事業者 本市の区域内で事業を営む者又は本市の区域内で事業を営むために建物の新築、建替え、購入若しくは賃借をする者をいう。
- (3) 住宅 専用住宅、集合住宅及び住宅部分の床面積が2分の1以上ある店舗等併用住宅をいう。
- (4) 事業所 専ら事業の用に供する店舗、事業所、事業場、工場その他これらに類する建築物をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自己の住宅で使用するために補助対象設備を設置する個人又は自己の事業所で使用するために補助対象設備を設置する事業者
- (2) 自己の所有に属さない建物において補助対象設備を設置する場合にあっては、当該建物の所有者から書面による承諾を得ている者
- (3) 補助金を交付申請した年度内に補助対象設備の設置を完了できる者
- (4) 市町村税を滞納していない者

## (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に

掲げる補助対象者が同表の要件を満たす設備（以下「補助対象設備」という。）を新たに設置する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 設置する設備が中古品又はリース契約によるものである場合

(2) すでにこの補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した住宅又は事業所に、同一の補助対象設備を設置する場合

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の本体及び付属機器の購入経費並びに設置に係る工事経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象設備に応じた額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助対象者が複数の補助対象設備を設置する場合の補助金の交付額は、前項に定める額を合算した額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小千谷市脱炭素設備導入促進補助金交付申請書（別記様式）に次の書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、第5号に掲げる書類については、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができるときは、これを省略することができる。

(1) 補助対象事業に係る費用の内訳が分かる書類

(2) 補助対象設備の形状及び規格が分かる資料

(3) 補助対象設備の設置場所の位置図

(4) 補助対象設備の設置場所の現況写真

(5) 市町村税を滞納していない証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書又は補助金等不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(事前着手の禁止)

第9条 申請者は、前条に規定する交付決定通知書が交付される前に補助対象事業に着手してはならない。

(実績報告)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、規則第9条の補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (2) 補助対象設備の設置状況を示す写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付する補助金の額を確定し、規則第10条の補助金等確定通知書により当該補助事業者に通ずるものとする。

(データ提供等の協力)

第12条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて設備の使用実績に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(財産の処分の制限等)

第13条 規則第13条の2第2号及び第3号に規定する市長が定める財産は、補助金の交付を受けて設置した設備の本体とする。

2 規則第13条の2ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準じた期間とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条・第6条関係）

補助対象設備	補助対象設備の要件	補助対象者	補助金額
太陽光発電設備	<p>次の全ての要件を満たすもの</p> <p>(1) 太陽光を利用して発電を行うシステムで、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が1kW以上のもの</p> <p>(2) 発電した電力を全量自家消費するもの又はその余剰電力を売電するもの</p>	個人又は事業者	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額
太陽光発電設備及び定置型蓄電池設備（同時に設置する場合に限る。）	<p>次の全ての要件を満たすもの</p> <p>(1) 太陽光発電設備と併せて設置されるリチウムイオン蓄電池で、太陽光発電設備による余剰電力や夜間電力を蓄電することにより、停電時や電力需要ピーク時等必要に応じて電気を活用できるもの</p> <p>(2) 対象設備を設置する敷地内の土地又は建物に容易に取り外すことのできない状態で固定されているもの</p> <p>(3) 蓄電池容量の合計が1kWh以上のもの</p>	個人又は事業者	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額
木質バイオマス熱利用設備	<p>次の全ての要件を満たすもの</p> <p>(1) ペレット、チップ、薪等の木質バイオマス燃料を使用するストーブ又はボイラー</p> <p>(2) 二次燃焼等により排煙を減</p>	個人又は事業者	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額

	<p>少させる機能を有するもの又は燃焼効率が70%以上のもの</p>		
<p>地中熱利用設備</p>	<p>地中の熱(冷熱を含む)を熱源としてヒートポンプ等で熱交換を行い、冷暖房、給湯、融雪及び凍結防止に利用するもの</p>	<p>個人又は事業者</p>	<p>補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は40万円のいずれか少ない額</p>
<p>雪氷熱利用設備</p>	<p>雪又は氷を貯蔵する雪室、氷室等及び冷気・冷水の流量を調整する機能を有する雪氷熱供給設備</p>	<p>個人又は事業者</p>	<p>補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は40万円のいずれか少ない額</p>
<p>家庭用燃料電池設備</p>	<p>ガスを使用して、燃料電池で発電及び排熱利用を行う熱電併給設備</p>	<p>個人</p>	<p>補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額</p>

別記様式（第7条関係）

小千谷市脱炭素設備導入促進補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、小千谷市脱炭素設備導入促進補助金交付要綱により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

小千谷市長あて

年 月 日

1 申請者	住所			
	氏名 (名称、代表者)	電話		
2 交付申請額	補助対象設備	設備設置費 ①	交付申請額	交付申請額算出基礎 ※1,000円未満切捨て
	<input type="checkbox"/> 太陽光	円	円	①×1/3 (上限 20万円)
	<input type="checkbox"/> 太陽光・蓄電池	円	円	①×1/3 (上限 30万円)
	<input type="checkbox"/> 木質バイオマス	円	円	①×1/3 (上限 10万円)
	<input type="checkbox"/> 地中熱	円	円	①×1/3 (上限 40万円)
	<input type="checkbox"/> 雪氷熱	円	円	①×1/3 (上限 40万円)
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池	円	円	①×1/3 (上限 20万円)
	合 計	円	円	
3 補助事業の内容 (設備、工事の内容)	メーカー名 機種名・型番等			
	最大出力合計	kW		
	設置場所	小千谷市 ( <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 他)		
	工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日		
4 補助事業費の内訳	収 入		支 出	
	本補助金	円	設備設置費	円
	その他補助金	円		
	自己資金	円		
	計	円	計	円
5 添付書類 ※下記の同意事項欄で同意したときは(5)の書類の添付を省略できます。	<input type="checkbox"/> (1) 補助対象事業に係る費用の内訳が分かる書類（見積書等） <input type="checkbox"/> (2) 補助対象設備の形状及び規格が分かる資料（カタログ等） <input type="checkbox"/> (3) 設置場所の位置図 <input type="checkbox"/> (4) 設置場所の現況写真 <input type="checkbox"/> (5) 市町村税を滞納していない証明書 <input type="checkbox"/> (6) その他（ ）			
6 同意事項	小千谷市脱炭素設備導入促進補助金の交付申請に当たり、市税に関する情報について市職員が確認することに同意します。 <div style="text-align: right;">氏名 _____</div>			